

工事費及びその他費用の徴収並びに収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第11号

工事費及びその他費用の徴収並びに収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

工事費及びその他費用の徴収並びに収納事務の委託に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 (略)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 京都市水道事業条例第24条の4に規定する手数料	(4) 京都市水道事業条例第24条の4に規定する手数料のうち、 <u>同条例第6条第2項の規定による審査及び第6条の2第1項の規定による検査に係る手数料</u>
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
(委託の相手方)	(委託の相手方)
第3条 徴収事務等の委託を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。	第3条 徴収事務等の委託を受けることができる者は、 <u>京都市上下水道局会計規程第18条の4に規定する者であつて、次に掲げる要件を備えている者</u> とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(委託契約)	(委託契約)
第5条 (略)	第5条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 徴収及び収納手続

(3)・(4) (略)

(5) 事故の場合の措置及び責任

(6)~(10) (略)

(受託者の義務)

第6条 受託者は、この規程及び前条第2項に規定する契約書に従い、委託を受けた徴収事務等を当該契約書に定める期間内に完了しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 受託者は、徴収事務等の遂行中に生じた事故について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める場合を除き、一切の責任を負わなければならない。

2 (略)

(1) (略)

(2) 工事費等の徴収及び収納手続

(3)・(4) (略)

(5) 事故が発生した場合の措置及び責任

(6)~(10) (略)

(受託者の義務)

第6条 受託者は、地方公営企業法第33条の2第1項において準用する地方自治法第243条の2の2に規定するもののほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、この規程及び前条第2項に規定する契約書に従い、委託を受けた徴収事務等を当該契約書に定める期間内に完了すること。

(2) 受託者は、徴収事務等の遂行中生じた事故について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める場合を除き、一切の責任を負うこと。

(3) 受託者は、前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告すること。

(削除)

<p>3 受託者は、<u>前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>(身分証明書)</p> <p>第9条 管理者は、受託者に対し、徴収事務等<u>従事者が</u>従事する徴収事務等の名称を記載した受託者証（別記様式）を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務の検査)</p> <p>第11条 管理者は、<u>必要と認めるときは、受託者の徴収事務等に関し、帳票その他の書類を検査させることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委託の告示)</p> <p>第12条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、<u>京都市条例の公布等に関する条例に定める手続により告示する。</u></p> <p>2 <u>前項の告示には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>委託者名</u></p> <p>(2) <u>委託事務の範囲</u></p> <p>(3) <u>委託期間又は委託開始年月日</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第9条 管理者は、受託者に対し、徴収事務等<u>従事者の氏名及び</u>従事する徴収事務等の名称を記載した受託者証（別記様式）を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務の検査)</p> <p>第11条 管理者は、<u>受託者に地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の2第2項に規定する報告をさせることができる。</u></p> <p>2 <u>管理者は、職員に地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の2第3項に規定する検査又は質問をさせることができる。</u></p> <p>(委託の告示)</p> <p>第12条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、<u>地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項に規定する事項を告示しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第4号の改正規定は、令和6年9月1日から施行する。

(上下水道局水道部水道管路課)